
*
* 令和5年第2回 *
* 柏原市議会定例会 *
* 議会提出案件 *
*

(令和5年6月26日)

目 次

令和5年6月26日 定例会

議案等番号	議 案 等 名	ページ
議員提出議案第1号	議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する 条例の一部改正について	1

議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び柏原市議会会議規則第13条の規定により提出する。

令和5年6月26日

柏原市議会

議長 山下 亜 緯 子 様

提出者	柏原市議会議員	乾 一	⑩
賛成者	柏原市議会議員	大 木 留 美	⑩
	〃	榊 田 和 之	⑩
	〃	江 村 淳	⑩
	〃	山 口 由 華	⑩
	〃	新 屋 広 子	⑩
	〃	峯 弘 之	⑩
	〃	梅 原 壽 恵	⑩
	〃	山 本 修 広	⑩
	〃	橋 本 満 夫	⑩
	〃	田 中 秀 昭	⑩
	〃	中 村 保 治	⑩
	〃	鶴 田 将 良	⑩
	〃	奥 山 涉	⑩
	〃	大 坪 教 孝	⑩

議員提出議案第 1 号

議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 2 6 日提出

柏原市条例第 号

議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和31年柏原市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条の2中「週休日」の次に「(第5条第3項において「週休日」という。)」を加える。

第6条を第8条とする。

第5条第2項中「の期間」の次に「(以下この項において「基準期間」という。)」を加え、同条に次の4項を加える。

- 4 基準期間において第4条第1項の規定の適用を受けた議員に支給する期末手当の額は、第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出された額に、基準期間における議員報酬が支給された月数を基準期間における在職期間の月数で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 基準期間において第5条第1項の規定により議員報酬の支給を一時差し止めた期間（同項の規定により支給を一時差し止めるべき議員報酬で既に支給したものがあるときは、当該期間を含む。）がある場合は、第2項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当のうち、同項の規定により算出された額に、基準期間における議員報酬の支給の一時差し止めに係る日数を基準期間における在職期間の日数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額について、その支給を一時差し止める。
- 6 前項の規定にかかわらず、当該期末手当の基準日までに、第5条第4項の規定により議員報酬の支給の一時差し止め処分が取り消されている場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めない。
- 7 第5条第4項及び第5項の規定は、第5項の規定により期末手当の支給を一時差し止めた場合に準用する。

第5条を第7条とし、第4条を第6条とし、第3条の2の次に次の2条を加える。

（議員報酬の支給制限）

第4条 議員が長期欠席（一の定例会の開会の日から当該定例会の閉会の日までの間において、次に掲げる会議等の全てを欠席することをいう。次項において同じ。）をしたときは、当該定例会の閉会の日属する月の翌月以降の議員報酬は、支給しない。

- (1) 会議
- (2) 委員会
- (3) 柏原市議会会議規則（昭和57年柏原市議会規則第1号。以下この項において「規則」という。）第98条の規定による委員の派遣
- (4) 規則第158条第1項に規定する協議等の場
- (5) 規則第159条の規定による議員の派遣

2 前項に規定する長期欠席が次に掲げる事由による場合には、前項の規定は、適用しない。

- (1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年柏原市条例第32号）第3条第2項の規定により議長が公務又は通勤により生じたと認定した災害による場合
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第2項の規定により業務の従事が禁止されている場合
- (3) 議員が出産する場合（出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後8週間を経過する日までの期間の範囲内に限る。）
- (4) 病院若しくは診療所への入院又は自宅療養であつて医師の診断書の提出があり、やむを得ないものとして議長が認める場合
- (5) 前4号に掲げる事由に準ずるものとして議長が認める場合

3 第1項の規定により議員報酬を支給しないこととされた議員が、同項各号に掲げる会議等に出席したときは、当該出席の日属する月以後の議員報酬を支給する。

（議員報酬の支給の一時差止め）

第5条 議員が刑事事件における被告人又は被疑者として身体の拘束を受ける処分を受けたときは、当該処分を受けた日から当該処分が解かれた日までの

期間（以下「逮捕等の期間」という。）に係る議員報酬の支給を一時差し止める。

- 2 前項の規定による議員報酬の支給の一時差し止めの際、既にその月の議員報酬が支給されていたとき、又は支給日が差し迫っているため一時差し止めができないときは、当該月の翌月以降に支給される議員報酬から当該一時差し止めるべき額を差し引く。
- 3 第1項の規定により支給を一時差し止める議員報酬の額は、各月における逮捕等の期間の日数から当該期間における週休日の日数を差し引いた日数に応じて、当該期間の属する月の日数から当該期間における週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。
- 4 第1項の規定による議員報酬の支給の一時差し止めに係る刑事事件について、公訴を提起しない処分があったとき、又は無罪の判決（無罪の判決と同様の効果を有するものを含む。）が確定したときは、当該議員報酬の支給の一時差し止め処分を取り消す。
- 5 第1項の規定による議員報酬の支給の一時差し止めに係る刑事事件について有罪の判決が確定したときは、同項の規定により支給を一時差し止めた議員報酬及び当該有罪の判決において言い渡された刑の執行として刑事施設に収容された期間に係る議員報酬は、支給しない。この場合において、第1項の規定により支給を一時差し止めるべき議員報酬で既に支給を受けたものがあるときは、この議員報酬を支給された議員は、これを返納しなければならない。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。